

# 関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成21年12月18日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書について、関西電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・場 所:兵庫県姫路市飾磨区妻鹿常盤町
- ・原動力の種類:ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力:291.9万kW(48.25万kW×6基)

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成19年 5月16日
住民等意見の概要受理	平成19年 7月 9日
兵庫県知事意見受理	平成19年10月 5日
経済産業大臣勧告	平成19年11月 6日
環境影響評価準備書受理	平成21年 3月26日
住民等意見の概要受理	平成21年 5月21日
兵庫県知事意見受理	平成21年 9月28日
環境大臣意見受理	平成21年12月 4日

問合せ先:電力安全課 吉田、河合  
電話03 - 3501 - 1742(直通)  
03 - 3501 - 1511(代表)  
4921(内線)

## 【関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に対する勧告内容】

### 1. 温室効果ガス

本事業により、本発電所は現時点で世界最高の発電効率を有する発電設備に更新されることから、以下の措置を講ずることにより、本事業による温室効果ガス排出削減効果を最大限発揮すること。

- (1) 本事業による温室効果ガス排出削減効果を早期に発揮するため、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。
- (2) 本事業の実施により、事業者全体として最大限の温室効果ガス排出削減を図るためには、事業者が所有する火力発電所の中で最も二酸化炭素排出原単位の小さい本発電所の発電設備の利用率を総合的な電源運用の中でできる限り高く維持するとともに、他の発電所を含めた全体の稼働分担を適切に行うこと等により、事業者が販売する電力全体の二酸化炭素排出原単位の一層の低減を図ること。また、新たに2013年以降の温室効果ガスの削減枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- (3) 本発電所内の事業所における温室効果ガス排出削減対策を推進するとともに、建設段階における温室効果ガス排出削減のため、本事業の施工者に対して、低燃費型建設機械等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素対策の実施に努めるよう求めること。

### 2. 水環境

本発電所の周辺海域は、閉鎖性が高く一部で化学的酸素要求量、窒素及びリンについて環境基準が達成されていない瀬戸内海であることから、発電所からの排水の水質について、発電関連設備及び排水処理設備の運転管理の徹底により、水質汚濁物質排出量を現状よりもできる限り低減すること。

### 3. 動物

本事業の実施により、コチドリ、シロチドリ及びコアジサシの繁殖地としての利用が予想される裸地の面積が減少するので、専門家の助言に基づき、繁殖期に配慮しつつ、これらの鳥類の繁殖に適した裸地環境を敷地内に可能な限り創出すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。